

議 事 録

令和7年11月10日

開催場所	伊賀市役所本庁2階 202・203会議室	13:30～15:30
会議名	第29回伊賀市農業委員会総会	
出席者	坂本 森下 吉岡 玉岡 門口 森田 西田 大田 藤室 川口(一) 中原	
	福岡 田中 池町 山本 稲森 折戸 喜多 西口	
	(計19名)	
欠席者	高田 松永 西尾 橋本 喜久永 川口(貞)	
事務局	前川 山出 矢野 北田 岡嶋 勝本	
議 事		
議長	<p>みなさん こんにちは。 ちょっとだけ早いんですけど、お揃いですので第29回の農業委員会月次総会を開催させていただきます。</p> <p>私、毎日、農地パトロールで忙しくしております。 皆さん、進捗状況はどのような状況でしょうか。 今月いっぱいですので、がんばっていただきたいと思います。</p> <p>いろいろと見てみますと、再生困難というのがかなり増えております。これからの農地がどのようになってくるのかが非常に心配をしております。</p> <p>そんな中で、先般、農水省から農地バンクの強化という方針が出されました。 お互いが話をして受けていくという方式よりも、まずは、農地バンクが預かってあとを引き継ぐ者ができるまで農地バンクが管理をしていくという方針を出しておりますけれども、農地バンク自体がそのような体制になっているかどうか非常に心配をしているところです。</p> <p>農地バンクに預けるよりも、荒廃農地等が発生しないように我々ががんばっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。</p>	
議長	それでは、総会の成立報告を事務局からお願いいたします。	
事務局長 (前川)	委員総数24名中、現在、19名の委員に出席をいただいております。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定にあります過半数の出席を満たしておりますので、本総会が成立していることを報告申し上げます。	
議長	次に本総会の日程は本日1日といたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。	
一同	異議なし	
議長	次に議事録署名者の指名を行いたいと思います。 署名者は、⑨番の川口委員と⑩番の中原委員をお願いをいたしたいと思います。	
議長	本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになっておりますので、ご承知おきをお願いをいたしたいと思います。	
議長	それでは、只今から議事に入ります。	
議長	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知については、報告案件ですので、一括して報告をお願いをいたしたいと思います。 事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。	
事務局 (矢野)	失礼します。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明いたします。 総会資料1ページです。 賃貸借の合意解約がなされ、報告件数10件、筆数は田:11筆、合計面積が23,966㎡についての通知がありましたので、ご報告いたします。 以上です。	
議長	説明が終わりました。 ご発言ございませんか。	

議 長	ご発言がないようですので、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知については、報告のとおりご承知おき下さい。
議 長	続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	議案第1号 No.1～No.13について事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (矢野)	<p>はい、失礼いたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。 総会資料2ページからです。</p> <p>No.1 詳細は総会議案書のとおりです。 こちらは、9ページに出てきます農地法第5条のNo.1と関連する申請となっております。</p> <p>営農型太陽光発電施設について、令和元年11月に当初の許可を得たもので、3年毎の更新の申請にあたります。 再度、区分地上権を設定し、区分地上権者が太陽光発電施設の管理を行いたい旨の申請となっております。</p> <p>通常、農地法第3条許可を得る場合、許可後には耕作することを前提としておりますが、今回区分地上権を設定し、耕作を行わないという場合であっても農地法第3条の申請に該当するという事を三重県及び東海農政局の方に確認を得ているところでございます。</p> <p>営農型太陽光発電施設の下部につきましては、区分地上権を設定者である地権者がサカキを栽培中で、現在6年目をむかえており、現在も成長中でございます。</p>
事務局 (矢野)	<p>続きまして、No.2、No.3、No.4につきましては譲受人が同一ですので、併せて説明をいたします。</p> <p>譲受人の耕作面積は、現在3,703aで取得後は3件合わせまして3,926aの予定です。 譲受人は、平成8年に設立された農地所有適格法人でありまして、理事3名を含めた構成員6名が常時従事しており、農機具は、トラクター・コンバイン・乾燥機等それぞれ所有しております。</p> <p>当該地につきましては、田んぼについては水稻、畑については玉ねぎ、にんにく等を作付する予定となっております。</p> <p>譲受人につきましては、予野地区を中心に大規模に経営している法人でありまして、今回の申請地につきましても効率的に活用できると認められます。 なお、申請農地にかかる借受人はおりません。</p>
事務局 (矢野)	<p>続きまして、No.5 明細は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は、現在30aで取得後は31aとなる予定です。 農作業歴は5年で本人が常時従事しております。農機具は、田植え機・耕運機・草刈り機等を所有しております。申請地につきましては、果樹を作付する予定です。</p> <p>譲受人は、現在、大阪に住所を有していますが、申請地の隣に実家がありまして、この申請地についても管理をしております。 この度、その土地の名義が他人名義になっていることが発覚したため、本申請に至った次第です。したがって、取得後も効率的に耕作できると認められます。 また、申請地にかかる借受人はおりません。</p>
事務局 (矢野)	<p>続きまして、No.6 明細は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は、現在62aで取得後は63aとなる予定です。 農作業歴は30年で本人が常時従事しております。農機具は、田植え機・耕運機・草刈り機等を所有しております。こちらについても、果樹を作付する予定です。</p> <p>譲受人は、大阪に住所があるんですけども、申請地の隣に実家がありまして、この申請地についても現に管理をしている状態です。 この度、その土地の名義がこちらも他人名義になっていることが発覚したため、本申請に至った次第です。したがって、取得後も効率的に耕作できると認められます。 また、申請地にかかる借受人はおりません。</p>

事務局 (矢野)	<p>続きまして、No.7 明細は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は、93aで取得後は95aとなる予定です。 農作業歴は25年、本人が常時従事しております。農機具は、田植え機・耕運機・トラクター・コンバイン等を所有しております。 トマト・白菜等の野菜を作付し、畑として利用する予定です。</p> <p>申請地は、あとに出てきます農地法第5条のNo.2で、住宅を建てる敷地の残地にあたりまして、住宅を建てるのはこの申請者の息子さんでありまして、この残地の畑につきましては、その父親が利用する目的となっております。</p> <p>譲受人の家の前の土地でありまして、取得後も効率的に耕作できると認められます。 なお、当該地について借受人はございません。</p>
事務局 (北田)	<p>失礼します。 No.8です。 申請内容は議案書のとおりです。 譲受人の現在の耕作面積は124aあり、同一世帯間の親から子への贈与であることから取得後の耕作面積は変わりません。</p> <p>譲受人の農作業歴は31年で常時従事されています。農機具は、トラクター・田植え機・コンバインを各1台所有し、申請地では水稻を作付する計画です。</p> <p>申請地は、譲受人の自宅前にあり、これまで譲受人が耕作してきたことから取得後も効率的に耕作できると認められます。 また、周辺地域の農業に対して支障はなく、申請農地にかかる借受人もおりません。</p>
事務局 (北田)	<p>No.9です。 申請内容は議案書のとおりです。 譲受人の現在の耕作面積は112aあり、取得後の耕作面積は228aとなり、農作業歴は本人が50年で常時従事されています。</p> <p>申請地は、譲受人が所有する水田の隣にあり、休耕地となっていたことから申請されたものです。農機具は、トラクター・田植え機・コンバインを各1台所有し、申請地では水稻を作付される計画です。</p> <p>申請地は、譲受人が自作している水田の隣にあることから、取得後も効率的に耕作できるものと認められ、周辺地域の農業に対して支障はありません。 なお、申請農地にかかる借受人はおりません。</p> <p>また、本日、神戸地区の農業委員さんは欠席されておりますが、10月28日に関係者一同で現地立会を行い、問題はないとの意見をいただいておりますので、ご報告いたします。</p>
事務局 (北田)	<p>No.10です。 申請内容は議案書のとおりです。 譲受人の耕作面積はなく、取得後の耕作面積は7aとなります。 譲渡人と譲受人はいとこの関係にあり、譲受人の祖父の頃より申請地で耕作してきたことから農地の相続をきっかけに今回、申請に至ったものでございます。</p> <p>農作業歴は本人が5年で常時従事されており、農機具は耕運機を1台所有し、申請地ではきゅうりやトマトなどの露地野菜を栽培される計画です。</p> <p>申請地は自宅から200mほどにあり、今までも耕作されてきたことから取得後も効率的に耕作できると認められます。 また、周辺地域の農業に対して支障はなく、申請農地にかかる借受人はおりません。</p>
事務局 (北田)	<p>No.11です。 申請内容は議案書のとおりです。 親から子への同一世帯間の贈与であることから、取得後の耕作面積は764aで変わりません。</p> <p>本人の農作業歴は37年で常時従事されており、農機具は、トラクターを2台、田植え機・コンバインを各1台所有されております。</p> <p>申請地は自宅から200mほどにあり、これまで同様、引き続き水稻を作付される計画で、取得後も効率的に耕作できると認められます。 また、周辺地域の農業に対して支障もなく、申請農地にかかる借受人はおりません。</p>
事務局 (北田)	<p>No.12とNo.13は交換となりますので、併せて説明させていただきます。 申請内容は議案書のとおりです。</p>

事務局 (北田)	<p>No.13の譲受人は仕事の都合により名古屋の住所となっておりますが、山畑の実家へ帰省されて農業に従事されているとの事で、取得される農地は実家前にあります。</p> <p>今回、農地を交換することによってお互い耕作管理がしやすくなることから申請に至ったものでございます。農地の面積は異なりますが、等価交換で了承されております。</p> <p>No.12について、譲受人の現在の耕作面積は9aで交換後の耕作面積は2a増えて11aとなります。農作業歴は本人が40年、夫が35年で常時従事されています。農機具はトラクター等を1台所有されており、申請地では露地野菜を栽培される計画です。</p> <p>No.13について、譲受人の現在の耕作面積は21aで交換後の耕作面積は2a減って19aとなります。農作業歴は本人が35年で常時従事されており、申請地では露地野菜を栽培される計画です。</p> <p>今回農地を交換することにより、自己所有地と一体で管理できるようになることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。</p> <p>また、周辺地域の農業に支障もなく、申請地にかかる借受人はおりません。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>只今の説明に関連して、古山地区、花垣地区、河合地区、依那古地区、柘植地区、壬生野地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p>
中原委員	<p>No.1 古山です。 10月31日に現地確認を行いました。</p> <p>今、現在といたしましては、営農型ソーラーで現状としてはサカキも植わっていて、適切に管理されているという事ですので、事務局の説明のとおりで適切じゃないかなと思います。</p> <p>続きまして、花垣です。 No.2、No.3、No.4は譲受人が同一という事ですが、譲受人はよく出てくる〇〇さんという事で組織も大きいですので、十分に管理はできると思います。</p> <p>続きまして、No.5、No.6ですけど、案件的には違いますが、共に実家の敷地の隣の農地という事で現状として譲受人が管理をしているという事で、特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いいたします。</p>
福地委員	<p>失礼します。 No.7 河合地区です。</p> <p>この申請につきましては、譲受人と同一地区で譲渡人と小さい頃から住まいをされていましたが、現在、京都府の方へ嫁がれていて実家の方は不在世帯というふうになっており、申請の田についても地域の人にお任せして農業をさせていただいているという状況の現場でございます。</p> <p>この申請につきましては、申請人夫婦がすでに70歳を超えており、高齢になってきたことから、遠くに畑があり通いにくいとかそういう事で隣の敷地にある譲渡人の農地を購入するという事で野菜などの栽培を行いたいとの申請であり、現地に対しては何ら問題はないと判断いたしましたので、ご審議よろしくをお願いいたします。 以上です。</p>
藤室委員	<p>No.8 依那古です。 10月29日に現地確認を行いました。</p> <p>親子間の贈与という事で、常に息子さんが農作業をやっておるという事でございますので、贈与も間違いなく農業を続けていただけるという事で何ら問題はないと思います。</p>
福岡委員	<p>10月27日に事務局、農業委員、関係者一同で現地立会をさせていただきました。</p> <p>事務局の報告どおりで間違いございません。 ご審議よろしくをお願いいたします。</p>
池町委員	<p>No.11 壬生野です。</p> <p>先ほど言われていますように、事務局の説明のとおり親子関係の贈与という事で問題はないと思います。</p> <p>No.12、No.13は隣同士の田んぼの交換でございます。</p> <p>これについても問題はないと思います。 現地確認は10月26日に行いました。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 ご意見ございませんか。</p>
議 長	<p>はい、ご意見がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。</p>

議長	議案第1号 No.1～No.13について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし
議長	はい、ありがとうございます。 議案第1号 No.1～No.13について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一同	挙手
議長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.1～No.13については、原案のとおり許可することに決定をいたしました。
議長	続きまして、議案第1号 No.14～No.21について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (岡嶋)	No.14 申請内容については総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積はなく、計農計画書により中村の農地で果樹や玉ねぎ等を耕作し、自家消費するとの事で、新規就農者として認められたところです。 取得後の耕作面積は10aとなります。本人を含め、合計4名で常時従事されます。 申請地は、後で説明いたします農地法第5条のNo.9と同様、引越される住宅から徒歩数分と近隣で、農機具については、耕運機1台と草刈り機2台を所有され、取得後も効率的に耕作できると認められます。 周辺地域の農業に対して支障はありません。 なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局 (岡嶋)	続きまして、No.15 申請内容については総会資料のとおりです。 現在の譲受人の耕作面積は635aで取得後の耕作面積は726aとなります。 報告第1号の農地法第18条第6項の規定による通知のNo.9とNo.10の解約を受けての申請となります。 農作業歴は本人が19年、父が39年で農業に常時従事しております。 農機具はトラクター・コンバイン・田植え機・耕転機をそれぞれ1台所有され、取得後は水稲を耕作されます。 譲受人が高齢で農業ができず、また、申請地は自宅から車で10分程度の近隣であり、周辺でも多数耕作されていることから取得後も効率的に耕作できると認められます。 周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局 (岡嶋)	続きまして、No.16 申請内容については総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積はなく、営農計画書により平田の農地がかぼちゃや大根、にんじん等を栽培し、自家消費するという事で新規就農者として認められたところです。 取得後の耕作面積は6aとなります。本人と妻で常時従事されます。 申請地は、自宅と隣接しており、農機具についても耕運機を1台所有されております。 以前から耕作されていることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。 周辺地域の農業に対して支障はありません。 なお、申請農地にかかる借受人はおりません。 No.14～No.16については、地元山田地区の農業委員さんは本日、欠席されておりますが、10月31日の現地立会時に問題はないとの事を伺っておりますので、併せて報告いたします。
事務局 (山出)	続きまして、No.17 詳細については議案書のとおりです。 譲受人の耕作面積はなく、取得後の耕作面積は2aとなります。 農作業歴は本人が15年で、本人及び妻が常時従事する予定です。 営農計画書によりますと、農機具は(機械はなく)一般的な農機具を所有されておまして、自家消費程度の野菜を作付する予定です。 申請地につきましては、自宅から徒歩1分程度の場所にあり、効率的に耕作できると認められます。

	<p>今回の申請につきましては、譲受人は自営業を営んでおりましたけども、今回、第一線から退き、以前から当該農地で野菜を作らせてもらっていた農地を今回正式に取得し、夫婦で農作業をする計画で取得後は自家消費程度の野菜を栽培する予定です。 周辺地域の農業に対して支障はありません。 なお、申請地にかかる借受人もおりません。</p>
事務局 (山出)	<p>続きまして、No.18 詳細については議案書のとおりです。 譲受人の耕作面積はなく、取得後の耕作面積は4aとなります。 農作業歴はありませんが、本人及び両親が常時従事する予定です。 営農計画書によりますと、農機具は耕運機・草刈り機・噴霧器・一般的な農機具を所有されており、自家消費程度の野菜を作付する計画です。 譲受人の住所について、現在、会社の都合により市外の住所を有しておりますけど、実際は20年ほど前から市内(平野北谷)の方でご両親と居住されており、申請地については、自宅から車で5分程度、また、譲受人は市内で会社及び福祉施設を経営されている方でありまして、本人が経営している会社から数十mの場所にありまして、効率的に耕作できると認められます。 今回の申請につきましては、譲受人が以前から農業(畑で野菜づくりをしたい)との願望がありまして、会社近くで農地を探していたところ当該農地を取得できて、自家消費及び福祉施設を営まれていますので、その施設で利用する野菜を栽培する予定です。 周辺地域の農業に対して支障はありません。 なお、申請地にかかる借受人もおりません。</p>
事務局 (勝本)	<p>No.19 詳細は議案書のとおりです。 譲受人の現在の耕作面積は132aで取得後の耕作面積は156aとなります。 農作業歴は本人が30年、妻が20年、息子が10年で常時従事しています。 譲渡人は相続により農地を取得いたしましたけど、遠方のため休耕地となっていたことから、譲受人が引き受けて耕作をすることになり、申請に至ったものです。 農機具は、トラクター・コンバイン・田植え機を各1台所有しています。 水稻及びさつまいもを作付される予定です。 申請地は、自宅から車で5分であることから、取得後も効率的に耕作できると認められ、周辺地域の農業に対して支障はありません。 なお、申請地にかかる借受人もおりません。</p>
事務局 (勝本)	<p>続きまして、No.20 詳細は議案書のとおりです。 譲受人の現在の耕作面積は102aで取得後の耕作面積は147aとなります。 譲受人は令和6年に設立された農地所有適格法人で役員3名が常時従事し、農機具は、トラクター・芋植機・芋収穫機・草刈り機をそれぞれ1台所有しています。 さつまいもを耕作される予定です。 譲渡人は高齢で施設に入所されており、休耕地となっていた申請地の隣接所有者である譲受人が農地を取得し、耕作をすることになり申請に至ったもので、効率的に耕作できるものと認められます。 周辺地域の農業に対して支障はありません。 なお、申請地にかかる借受人はおりません。</p>
事務局 (勝本)	<p>No.21 詳細は議案書のとおりです。 譲受人の現在の耕作面積は8aで取得後の耕作面積は30aとなります。 譲受人は平成22年に設立された農地所有適格法人で役員1名が常時従事し、農機具は、トラクター・コンバイン・田植え機・耕運機をそれぞれ2台所有しています。 柿を作付される計画です。</p>

事務局 (勝本)	譲渡人は高齢で施設に入所されており、休耕地となっていた申請地の受け手を探していたところ、譲受人が農地を取得し、耕作をすることになり申請に至ったものです。譲受人は法花の法人であり、効率的に耕作できるものと認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請地にかかる借受人はおりません。 以上です。
議 長	只今の説明に関連して、上野地区、猪田地区、花之木地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。
玉岡委員	No.17です。 10月31日に関係者一同現地立会を行いました。先ほど事務局からの説明のとおりでございます。この〇〇さんというのは、ご存じと思うんですけど、緑ヶ丘で東の竹材店を経営されていた方でして、先ほどのお話でもありましたように、この農地で野菜を作って自家消費するという事ですので、よろしくをお願いいたします。 ~~~~~ 続いてNo.18 この物件につきましても10月31日に関係者一同現地立会を行いました。この〇〇さん〇〇の経営者という事で、先ほどの説明のとおりで、ここで作られた野菜につきましては、介護施設等で消費するという事でインテックという会社はこの畑の近くに事務所も構えておりますので、何ら支障もなく野菜づくりに取り組んでいただけたと思いますので、よろしくをお願いいたします。
川口委員	発表いたします。 No.19 上之庄の土地なんですけど、親戚筋の叔母にあたるんですけど、現地も確認いたしましたけども適正に管理できると思います。ご審議よろしくをお願いいたします。今、現状の地目としては田んぼ何ですけど、荒れてはいますが耕作できると思いますので、よろしくをお願いいたします。
門口委員	No.20とNo.21ですが、両申請地については、青蓮寺の土地改良区の端にありまして、土地改良されたのが40年前、それから放置された状態で所有者も4代ぐらい変わっているんですけど、雑木等も生い茂って非常に農作業が困難なところですけど、No.20、No.21も譲受人は農業法人の方で、No.20の方はさつまいもを作付、No.21は果樹(柿)栽培という話がありまして、まあ、2～3年かけまして耕作して行きたいとの説明を受けました。今より状態が良くなると判断しておりますので、よろしくをお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
西田委員	No.14ですけど、説明でこの人が住んでいるところから数分という事を言われましたけど、記載は栃木県となっていますがどういう事ですか。
事務局 (岡嶋)	現在、栃木県宇都宮市が住所となっていますが、申請地の近くの空き家を購入する予定で、該当地まで数分ということです。
福地委員	今の関係ですけど、空き家を購入する予定と言われましたが、今たちまち3条で関係を作ろうとしているんですけど、予定というのは月の関係ですか年の関係ですかどちらですか。
事務局 (岡嶋)	リフォームをして、年明け早々にこちらへ引っ越しされると伺っています。今現在では、まだ引っ越しはされていません。
議 長	他にございませんか。
議 長	他にないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議 長	議案第1号 No.14～No.21について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし
議 長	ありがとうございます。 議案第1号 No.14～No.21について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一 同	挙 手

議 長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.14～No.21については、原案のとおり許可することに決定をいたしました。
議 長	続きまして、あと1つ残っておりますのは、No.22の1件でございます。 これは、農業委員会等に関する法律第31条に農業委員会の委員は自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできないとされておりますので、この申請人である〇〇委員については退席をお願いいたします。
	～ 〇〇委員退席 ～
議 長	それでは、議案第1号 No.22について事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (山出)	失礼いたします。No.22 詳細については議案書のとおりです。 譲受人の耕作面積は2,070aで先ほど報告第1号で報告させていただいたとおり、賃貸借の合意解約がなされまして、今回当該農地を売買により取得されたため、取得後の面積については変更はありません。 農作業歴は本人が48年で家族及び親戚が常時従事されております。 農機具は、トラクター・コンバイン・田植え機等を所有されておまして、申請地については、自宅から600mほどに位置する農地で水稻を作付する計画で、以前から申請地の隣の田んぼを耕作されていることから取得後も効率的に耕作できると認められます。 なお、周辺地域の農業に対して支障はありません。 また、申請地にかかる借受人もおりません。 今回の申請につきましては、当該地区委員さんご本人の案件ですので、現地立会時には来られていましたけども、意見については推進委員さんから問題はないとの意見を伺っておりますので、申し添えます。 以上です。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	ご意見がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議 長	議案第1号 No.22について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一 同	挙 手
議 長	はい、ありがとうございます。 本人を除く全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.22については、原案のとおり許可することに決定をいたしました。
議 長	議案第1号 No.22の審議が終了いたしましたので、〇〇委員の入室を許可いたします。
	～ 〇〇委員入室 ～
議 長	はい、〇〇委員さんお帰りです。
議 長	続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	議案第2号 No.1について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (北田)	議案書6ページをご覧ください。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。 No.1です。申請内容は議案書のとおりです。 申請地は、伊賀神戸駅より北西へ1.7kmほどに位置し、第2種農地に該当します。 申請人は、個人事業主として建設業を営んでいたことから、昭和48年に今回の申請地の隣に建設業用の倉庫を建築し、倉庫と一体として当該地を資材置場と駐車場に整備し、利用していたことから顛末書を添付しての申請となっております。

	農地に戻すことも困難であり、許可後には申請人と建設会社である〇〇株式会社との間で使用貸借契約を交わすこととなっており、今回の転用はやむを得ないと判断します。
事務局 (北田)	取水はなく、排水は雨水のみで既設水路へ放流して処理をいたします。 現状のまま利用することから、新たな造成工事はなく、必要な資金も発生いたしません。 また、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。 また、本日、神戸地区の農業委員さんは欠席されておりますが、10月28日に関係者一同で現地立会を行い、問題はないとの意見をいただいておりますので、ご報告いたします。 以上です。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	はい、ご意見がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議長	議案第2号 No.1について、採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし
議長	それでは、議案第2号 No.1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一同	挙手
議長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」No.1は原案のとおり許可相当とすることに決定をいたしました。
議長	続きまして、議案第3号「事業計画変更申請について」を議題といたします。
議長	議案第3号 No.1～No.3について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (岡嶋)	申し訳ありませんが、まず初めに訂正のお願いです。 No.1の変更前の譲受人の住所ですが、滋賀県……1036-11に変更(追記)修正の方をお願いいたします。
事務局 (岡嶋)	それでは、説明させていただきます。 議案第3号の事業計画変更について説明をいたします。No.1～No.3は関連いたしますので、説明をいたします。 申請内容については総会資料のとおりです。 申請地は炊村集落センターから北西へ約1.2kmに位置し、第2種農地と判断いたします。 このNo.1～No.3すべて内容といたしましては、〇〇株式会社の運送用駐車場として利用するために、それぞれの事業計画変更申請を行うものでございます。 No.1 当初の計画者は、太陽光パネルを設置する用地として令和6年12月25日に許可を受け購入いたしました。現在は未設置でございます。 変更前の1090番3は、地形上太陽光パネルを設置できず利用価値がないため、今回新たな1090番9として分筆し、〇〇株式会社の運送用駐車場として利用する計画です。 この事業計画変更申請は、議案書9ページの農地法第5条に記載のNo.7と一連の申請となっております。 続きまして、No.2 当初計画者は、昭和56年に事業拡大に伴い営業所用地として購入しましたが、その後、より好条件な所在地において開設し現在に至っております。 そのため、当地域での営業所等の開設見込みがないための申請でございます。 この事業計画変更申請は、議案書9ページの農地法第5条に記載のNo.8と一連の申請となっております。 続きまして、No.3 No.1と同一ですが、1090番3だけを分筆し、変更後は6筆で太陽光発電施設として利用されます。

	配置としまして、No.2の1091番1と1095番2の間に太陽光パネルを設置できず、利用価値のない1090番3の田がございまして、その農地を分割して1090番9として次の農地を第5条No.7にて〇〇株式会社の運送業用駐車場として利用する計画です。
事務局 (岡嶋)	最終的に、No.1の変更後の1090番9とNo.2の1091番1、1095番2の3筆で、農地法第5条の申請No.7、No.8と同様、〇〇株式会社の運送業用駐車場として利用するものです。 No.1、No.2について、工事計画は許可日から令和8年3月31日までの計画で、土地造成は整地のみで取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透にて放流します。 資金計画については、自己資金で行う計画となっており、全体事業費を上回る預金通帳の写しが提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。 本案件も以前と同様、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。 以上のことから、変更後の転用事業は事業計画に従ってされる事が確実で、周辺地域の農業等に及ぼす影響も変更前と同様であると認められ、変更後の転用事業についても農地転用許可基準により、一応計画変更は承認されるものとして認められると判断します。 No.1～No.3ですが、本日、山田地区の農業委員さんは欠席されておりますが、10月31日の現地立会時に問題はないという事を伺っておりますので、併せて報告いたします。 以上です。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
門口委員	No.1ですけど、地番について、No.1が1093番から1099番に変わってますよね。内容変更部分というのは、面積が250㎡から99㎡に変わって太陽光発電から輸送用駐車場となっておりますが、それならば地番が同じじゃないとまずいんじゃないの？
事務局 (岡嶋)	No.1について、変更前の地番は1090-3ですが、ここから〇〇の駐車場にする必要な部分を分筆しまして、地番を1090-9 面積:99㎡として分筆した次第でございます。
会長	分筆してるんや
門口委員	そういう話やね。残りはそのままという事なの？
玉岡委員	残りは太陽光という事
西田委員	これ、許可を出したのいつなの？
事務局 (岡嶋)	No.1の太陽光の許可は、令和6年12月25日付で許可を出してあります。
西田委員	じゃあ、2つ目のやつは？
事務局 (岡嶋)	2つ目の大進精工の件ですが、これは昭和56年に許可を出してあります。
西田委員	昭和56年に許可を出して・・・
会長	今までそのままやったの？ ずっと置いてあったん？
事務局 (岡嶋)	そうです。昭和56年に許可を出して、所有権だけを移転して農地は手つかずのままで、営業所の事務所を建てる予定でしたが違う場所に建てたので炊村の農地は放置されていたという事です。 今回、その農地を含めて〇〇株式会社の駐車場用地として利用する予定でございます。
西田委員	No.3の当初の許可日はいつでした？
事務局 (岡嶋)	No.3もNo.1と同じで、令和6年12月25日付です。
西田委員	門口委員さんも言われたように、そもそも最初の許可の土地(地番)が変わるという話やんか、これ、1090-3から1090-9に 分筆したという話なの？

事務局 (岡嶋)	太陽光のところを申請しましたが、全部はいらないという事で太陽光にできないところを○の駐車場として利用する計画でございます。
門口委員	今も同じような話ですけど、No.3 1090-3がありますよね。そこが変更後の面積は524㎡になるんでしょ。
事務局 (岡嶋)	そうです。No.3の1090-3ですけど、変更前は250㎡でしたが、変更後は524㎡になっています。本当は減になるんですけど、実測で測りなおしたら増えたという事になります。
門口委員	そんなことがあるの？
西田委員	No.1が減って、No.3が増えてるやん。
会 長	No.1は分筆して駐車場へという事ですな。
事務局 (岡嶋)	No.1は駐車場でNo.3はそのまま太陽光施設です。
門口委員	分筆すれば60㎡が150㎡ぐらいいならないとあかんのと違う？
西田委員	トータル的にNo.1～No.3はエリアの変更はないの？
事務局 (岡嶋)	エリアは変わってはいません。
	～ 説明では分かりづらいので、ホワイトボードで説明(図示) ～
門口委員	No.3の1090-3の面積が524㎡となっていますが、修正されたの？
事務局 (岡嶋)	No.3の1090-3ですけど、250㎡から524㎡に増えたのは実測で面積を出したところこのようになっています。これも既に登記簿の方にも記載されています。
門口委員	ここだけ変更があったの？
事務局 (岡嶋)	そうです。No.3については、1090-3だけの変更です。
玉岡委員	どんな測り方してんのかな？
門口委員	よくわかりません。
会 長	元々の区域は変わらないですよな。
事務局 (岡嶋)	はい、この場所は変わりません。
西田委員	外周も？ この2社の転用したエリアは変わりませんよね。
事務局 (岡嶋)	変わりません。
西田委員	そもそも、昭和56年って、5条の転用を出さずに放っておくというのはどうですやろ？昭和56年って何年前？
門口委員	45年ほど前になるな。そんなん、今更言ってもしやあないとちがう。
西田委員	許可を出したのに、それをやらないで放っておくというのは……
会 長	今はチェックしてるよな。
西田委員	ああ、そうか。昔の話やからな。
議 長	外周が変わらないという事で、あとは内(中)の変更という事で、この件につきましては、もう、この辺で……
議 長	ほかにないですね。
議 長	それでは、議案第3号 No.1～No.3について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし

議長	議案第3号 No.1～No.3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一同	挙手
議長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第3号「事業計画変更申請について」No.1～No.3は、原案のとおり許可相当とすることに決定をいたしました。
議長	続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議長	議案第4号 No.1～No.5について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (矢野)	はい、失礼します。 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。 総会資料9ページからです。
事務局 (矢野)	No.1 明細は議案書のとおりです。 申請地は、三重県科学技術センターから南西に約600mほどの農地として、農用地区域内農地ではありますが、一時的な利用に供するものであるため、問題ございません。 先ほどの資料2ページ、農地法第3条のNo.1同様に営農型太陽光発電施設の設置の更新の申請であります。期間の更新のため、新たな工事はございません。 現状は、取水、汚水排水はなく、雨水は自然浸透で処理をしております。 農地法第3条の際にも説明いたしましたが、太陽光パネルの下部では、地権者である〇〇さんがサカキを栽培中です。 土地改良区、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺農地に対して支障はありません。
事務局 (矢野)	続きまして、No.2 明細は議案書のとおりです。 申請地は、伊賀市役所阿山支所の西約1.8km、波敷野の集落内に位置しまして、周辺の状況から第2種農地に該当します。 こちらの申請地は、登記面積540㎡となっておりますが、一般住宅の許可基準であります敷地面積500㎡を超過しておりますが、実測値が畦畔を含めて492㎡となっておりますため問題はございません。また、その根拠となる求積図も提出されております。 土地造成は南側の道路高さまで僅かに調整をします。 取水は南側道路埋設管より引き込み、汚水は浄化槽を設置し既設水路へ放流します。 雨水につきましても、集水桝を設けて既設の水路へ放流します。 資金計画につきましては、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。 譲受人は、実家の目の前に家を建てることから、利便性・代替性において今回の転用はやむを得ないと考えられます。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺農地に対しても支障はありません。
事務局 (矢野)	続きまして、No.3 明細は議案書のとおりです。 申請地は先ほどのNo.2と隣接する土地でありまして、阿山支所の西約1.8kmにあたり、波敷野の集落内に位置し、周囲の状況から第2種農地に該当します。 申請地は、譲受人の家の敷地の北西の一角にありまして、令和5年からコンクリート舗装をしてカーポートを建てて駐車場として利用していたため、始末書が提出されております。 現状、取水はなく、排水は雨水のみで西側の既設水路に放流しております。 資金計画につきましては、証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しております。 自分自身の家と水路に挟まれた狭小な土地で、駐車場として利便性も良く代替地もないことから、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。 隣接する土地所有者には事業内容を説明済みで、周辺農地に対しても支障はありません。

事務局 (北田)	No.4です。申請内容は議案書のとおりです。 申請地は、名阪国道下柘植 ICから南東へ700mほどにあり、県道沿いに位置し、第2種農地に該当します。
事務局 (北田)	<p>譲受人は現在、借家で生活をしていることから、実家のある愛田近くで住宅を建てられる土地を探していたところ、休耕地を譲り受けることになったことから申請されたものであり、今回の転用はやむを得ないものと判断します。</p> <p>進入路と駐車場を除いた住宅の所有面積241㎡に対する建ぺい率は、適正な建ぺい率22%を超えており、問題はありません。</p> <p>また、工事期間は許可日から令和8年3月31日までの予定となっております。</p> <p>土地造成は整地のみで、取水は上下水道を利用し、雑排水は公共集落排水本管へ放流。雨水は既設側溝へ放流する計画です。</p> <p>資金計画については、借入金で行う計画となっており、金融機関の事前審査回答書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しております。</p> <p>隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。</p>
事務局 (岡嶋)	<p>続きまして、No.5 申請内容については総会資料のとおりです。</p> <p>申請地は、名阪国道一之宮 ICから西へ150mに位置する農地で、事業の要に供する施設が連単していることから、第3種農地と判断いたします。</p> <p>施設の概要は、製造業用駐車場として利用するものです。</p> <p>土地造成は整地のみ、取水・汚水・雑排水はなく、雨水排水は自然浸透及び西側既設水路にて処理をいたします。</p> <p>資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しております。</p> <p>隣接する土地所有者には事業内容を説明済みで、周辺農地に対して支障はありません。耕作されていない農地であることから、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。</p> <p>本日、府中地区の農業委員さんは欠席されておりますが、10月29日の現地立会時に問題ないという事を伺っておりますので、併せて報告いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今の説明に関連して、古山地区、河合地区、西柘植地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。
中原委員	No.1 古山です。 内容につきましては、事務局の説明のとおりで、状況につきましては、3条の申請の時の説明どおりという事で、何ら問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。
福地委員	<p>河合です。 No.2とNo.3がありますので、続けて説明をさせていただきます。</p> <p>まず、No.2でございますが、3ページの3条第7号でありました下にありますが、〇〇さんの息子さんでございます。</p> <p>先の事務局の説明と共に親が既に70歳を超えて高齢化しておるところから自宅の隣接地に戻ってきて、親の面倒を見ながら生計を立てたい考えでございましたので、本申請に至ったものでございますので、何ら問題はないと判断しております。</p> <hr/> <p>続きまして、No.3 同じ場所でございますが、今度は親である〇〇さんからの申請でございます。</p> <p>令和5年からという事で駐車場として使っていました。</p> <p>先の説明もさせていただきましたが、この譲渡人と譲受人は同地区の同級生という事で、幼い頃からの友達同士という事で、機械等々の充填といいますか、大型化に伴いまして駐車場が必要となったこの申請人の〇〇さんにつきましては、中山間地域の活動の主体となっている方で、三重県の方からも表彰されるという特農家でございます。</p>

	<p>このような経過もございまして、隣接する土地につきまして、譲渡人の方から譲り受けてはいたんですけども、失念をしております、今回、譲受人の方から顛末書を添付された申請となったのがNo.3でございます。</p> <p>以上、2点につきまして、何ら問題はないと判断しております。審議の方よろしくお願ひいたします。 以上です。</p>
田中委員	<p>No.4ですが、先ほど事務局より説明がありましたように10月22日に現地を確認させていただきました。</p> <p>譲受人と譲渡人は近所なんですけども、申請人は賃貸住宅で暮らしていますけども、この譲受人の土地で住居を建てて親の支援もあって住みたいという事で今回の申請となりました。</p>
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議長	議案第4号 No.1～No.5について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし
議長	議案第4号 No.1～No.5について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一同	挙手
議長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.1～No.5については、原案のとおり許可することに決定をいたしました。
議長	続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.6～No.14まで事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (岡嶋)	<p>No.6 申請内容については総会資料のとおりです。</p> <p>施設の概要は、一時転用し砂利採取に利用するものです。</p> <p>申請地は、真泥集落センターから西へ約140mに位置する農用地区域内農地です。</p> <p>採取後の埋め戻し土につきましては、掘削芯5mのうち表土を0.3m、脱水ケーキを0.5m、山土を1m、旧床土を0.5m、改良土を2.7mを充てる計画となっております。</p> <p>採取にあたりましては、地元関係者との調整も済み済み、災害防止計画を策定し、被害防御及び安全面にも配慮しております。</p> <p>排水は雨水のみで、沈砂池を設置し、用悪水路から服部川へ放流いたします。</p> <p>事業については、自己資金で行う計画となっております、全体事業費を上回る銀行の残高証明書が添付されております。</p> <p>採取跡地の埋め戻し土については、当該申請者と〇〇株式会社が共同申請を行っており、預託金処理もされていることから、採取後は確実に農地に復元されるものと考えられます。</p> <p>また、他法令につきましては、砂利採取法に基づく許可申請が行われており、地元地区や隣接土地所有者からも同意も得られており、周辺農地に支障はないものと判断いたします。</p>
事務局 (岡嶋)	<p>続きまして、No.7とNo.8は同一の案件でございますので、併せて説明いたします。</p> <p>申請内容については総会資料のとおりです。</p> <p>先ほど議案第3号の事業計画変更申請で説明しましたとおり、No.7とNo.8はいずれも運送業用駐車場とするための申請となっております。</p> <p>概要の詳細については、先ほど説明済みですので、省略させていただきます。</p>
事務局 (岡嶋)	<p>続きまして、No.9 申請内容については総会資料のとおりです。</p> <p>申請地は、中村区健康ふれあいセンターから北西約200mに位置し、周囲の状況から第2種農地と判断いたします。</p>

	<p>施設の概要は、譲受人が隣接地へ引っ越しされ、自家用駐車場として利用するものです。申請地は、居住用住宅が連単している区域で、狭小で無整形な農地であり、耕作されていない農地であることから、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。</p> <p>工事計画は、許可日から令和8年3月末日までの計画です。 土地造成は整地のみで取水・汚水・雑排水はなく、排水は雨水のみで自然浸透及び東側U字溝へ放流する計画です。</p>
事務局 (岡嶋)	<p>資金については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しております。</p> <p>隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺農地に対して支障はありません。</p> <p>No.6～No.9について、山田地区の農業委員さんは欠席されておりますが、10月31日の現地立会時に問題ないという事を伺っておりますので、併せて報告いたします。</p>
事務局 (山出)	<p>No.10 詳細については議案書のとおりです。</p> <p>申請地は、国道163号線小田西交差点から東へ約150mに位置する土地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから第3種農地に該当します。</p> <p>申請人の株式会社〇〇については、昭和62年に設立され、土木・建築工事をはじめ建材の製造及び販売等を行っている会社で、市内における建築等の工事現場にかかる資材置場として活用するために売買により取得されたもので、今回の転用はやむを得ないものと判断します。</p> <p>計画概要といたしまして、工期は許可日から令和8年3月31日までで、土地造成は整地を行い土砂の流出等を防ぐため、地盤の締め固めを行います。 取水・汚水はなく、排水は雨水のみで自然浸透及び既設水路への自然放流といたします。</p> <p>工事にかかる資金計画については、自己資金で行う計画となっており、全体事業費を上回る資金が証明できる書類も提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。</p> <p>また、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して影響はありません。</p>
事務局 (山出)	<p>続きまして、No.11 詳細については議案書のとおりです。</p> <p>申請地は国道163号線小田交差点南東へ約200mに位置する土地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから第3種農地に該当します。</p> <p>申請人の〇〇株式会社さんについては、昭和55年に設立された木材・製材・建築業を行っている会社で、自社の業務における材木置き場として活用するため売買により取得されたもので、今回の転用はやむを得ないものと判断します。</p> <p>計画概要といたしまして、工期は許可日から令和8年3月31日までで、土地造成は整地を行い土砂の流出等を防ぐため、地盤の締め固めを行います。 取水・汚水はなく、排水は雨水のみで自然浸透及び既設水路への自然放流といたします。</p> <p>工事にかかる資金計画については、自己資金で行う計画となっており、全体事業費を上回る資金が証明できる書類も提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。</p> <p>また、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して影響はありません。</p>
事務局 (山出)	<p>No.12 明細については総会資料のとおりです。</p> <p>申請地は、名阪国道上野東ICから南に350mほどに位置する土地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから第3種農地に該当します。</p>

	<p>申請法人の〇〇さんについては、平成20年に設立され、土木・建築工事、宅地造成工事等の施工・設計及び施工管理、不動産業等を行っており、前回の総会において〇〇さんの5条の申請でありましたように、その土地の造成を担う業者さんで、この度、造成地の残地を購入してアパート及び入居者の駐車場として活用する計画で宅地等に囲まれた狭小な農地であって、長年耕作されていないことから今回の転用はやむを得ないものと判断します。</p>
<p>事務局 (山出)</p>	<p>計画概要として、工期は許可日から令和8年9月30日までの計画で、土地造成はアパート1棟、入居者用駐車場10台分を設ける計画で、取水は伊賀市上下水道を利用、施設内の汚水・雑排水は浄化槽で対応し、その他の排水について、駐車場等の雨水ですけど、敷地内の側溝で集水し、既設排水路へ放流する予定です。</p> <p>工事にかかる資金計画については、自己資金で行う計画となっており、全体事業費を上回る資金が証明できる書類も提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。</p> <p>また、隣接する土地所有者への説明及び了承も得ており、工事に伴う関係機関(市等)へも協議済みであり、周辺の農地に対して影響はありません。</p>
<p>事務局 (山出)</p>	<p>続きまして、No.13 明細については総会資料のとおりです。</p> <p>申請地は、名阪国道友生ICより東に約1.5kmに位置する土地で、公衆用道路、山林、雑種地に囲まれた基盤整備のされていない10ha未満の農地であり、いずれの農地区分の要件に該当しないその他の農地であることから、第2種農地と判断します。</p> <p>申請法人の〇〇さんですけども、昭和37年3月に設立された法人で、電気工事、機械器具の設置工事及び電気通信工事や発電事業及び電気・蒸気・温水・冷水等のエネルギー供給に関する業務を行っております。</p> <p>申請地は、名阪国道友生ICと中瀬ICのほぼ中間に位置しまして、公衆用道路、山林、雑種地等に囲まれた基盤整備されていない農地で、山林等を含めた全体面積1haの計画で、譲受人が譲渡人に太陽光発電施設として利用したいとの申し出たところ、了承したものであることから、今回の転用はやむを得ないものと判断します。</p> <p>工事計画は、許可日から令和9年3月末日までの計画で、太陽光パネルを2,024枚設置、土地造成は整地のみで取水・汚水はなく、排水は雨水のみで自然浸透及び水路を設置して既設水路へ放流することとなっています。</p> <p>また、排水対策として沈砂池を設けると、それぞれのブロックごとにフェンスを設置する計画となっています。</p> <p>資金計画については、残高証明が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。</p> <p>また、本申請については、再生エネルギー固定価格買取制度を利用しないものであり、譲受人が経済産業省の小売電気事業登録を受けていることも確認しています。</p> <p>また、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺農地に対して支障はありません。</p>
<p>事務局 (山出)</p>	<p>最後、No.14です。詳細については議案書のとおりです。</p> <p>申請地は、伊賀市青山支所より南へ600mに位置する土地で、公衆用道路、山林、宅地等に囲まれた10ha未満の小規模な農地の一団にあり、基盤整備がされていない農地でいずれの農地区分の要件にも該当しないその他の農地であることから、第2種農地と判断します。</p> <p>申請人の有限会社〇〇さんは、平成18年3月に設立された法人で、建築・土木工事の請負を行っております。</p> <p>申請概要につきましては、譲渡人が高齢であり、県外でお住まいで農地を管理できなくなった事から譲受人が伊賀市における業務(家の建築であったり、リフォームであったり等)の資材置場として活用するため、売買により取得したもので、今回の転用はやむを得ないものと判断します。</p>

	<p>計画概要として、工期は許可日から令和8年4月末日までで、土地造成は整地のみで取水・汚水はなく、排水は雨水のみで自然浸透により処理をします。</p> <p>工事にかかる資金計画については、自己資金で行う計画となっており、全体事業費を上回る預金の残高が証明できる書類も提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。</p> <p>また、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺農地に対して影響はありません。以上です。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して、小田地区、久米地区、中瀬地区、阿保地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p>
玉岡委員	<p>No.10 この物件につきましては、10月31日に関係者立会の元、現地確認を行いました。先ほど事務局の説明のとおりで、163号線沿いの〇〇の東隣という事で、1つ田んぼを飛ばしての農地で、盛土なしの現況で〇〇が建設用の資材置場を確保するという事ですので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>No.11 これについても10月31日に関係者一同現地確認を行いました。〇〇さんの今の木材置場の東隣という事で、有効に資材(木材)置場として利用されると思いますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>No.12の物件につきましては、先月も〇〇の造成地の裏側42㎡の残地を含めて、ここに〇〇さんがアパートを建築するという事で有効利用、前に〇〇があって、後ろに〇〇という事でこの土地はどうなるのかと思っていたんですけど、〇〇さんがアパートを新築するという事で有効利用されると思っております。よろしくをお願いいたします。</p>
西田委員	<p>No.13です。この場所はですね、名阪国道の側道に面する畑でございまして、そこへ太陽光発電施設を設けるという事でございます。事務局の説明のとおりでございます。</p>
折戸委員	<p>No.14です。10月31日に関係者一同で現地立会を行いました。先ほど事務局から説明のあったとおりで、その場所は、棚田になっていて、上の段と下の段にすでに太陽光発電施設が設置され、その真ん中が草が生い茂っていて、道を挟んだ向かい側(南側)には宅地があり、そこを資材置場として活用されるという事で、景観もよくなり、また、住民の方にも喜ばれるんじゃないかなと思います。そういう事です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。</p>
門口委員	<p>No.13ですけど、荒木と西明寺で地名が変わるんですけども、太陽光発電所としては同じ発電所と解釈してよろしいか。</p> <p>私が言いたいのは、発電箇所が2カ所あれば申請物件としては分けて申請するべきではと思うんですが…。同じ発電所なの？</p>
事務局(山出)	<p>同じ発電施設です。たまたま、圃場が字界になってまして、該当する農地が荒木と西明寺にかかってしまっているんで、2つの字での申請箇所となっています。</p>
議長	<p>ほかにごございませんか。</p>
議長	<p>ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。</p>
議長	<p>議案第4号 No.6～No.14について、一括して採決することにご異議ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし</p>
議長	<p>議案第4号 No.6～No.14について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
一同	<p>挙手</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>全員賛成ですので、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.6～No.14については、原案のとおり許可相当とすることに決定をいたしました。</p>
議長	<p>議案第5号「非農地証明下付願いについて」を議題といたします。</p>

議 長	議案第5号 No.1～No.6について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (矢野)	議案第5号 非農地証明下付願いについて、説明いたします。 総会資料11ページです。 No.1 明細は総会資料のとおりです。 申請地は、花垣神社の南約800mほどにある山の中にございまして、第2種農地に該当します。
事務局 (矢野)	当該農地は、平成16年頃に植林し、現在も山林として利用している状況です。 木の太さ等から20年以上は経過していることが確認でき、当該地を農地に戻すことは困難で、周囲には影響はなく、非農地として問題はないと判断いたしました。
事務局 (北田)	No.2です。申請内容は議案書のとおりです。 申請地は、上郡構造改善センターから北西へ200mほどに位置し、第2種農地に該当します。 当該農地は、昭和50年以前に倉庫が建築され、申請書には昭和50年当時に建物の建築が確認できる資料が添付されております。 また、現地調査でも宅地として利用していることを確認し、農地に戻すことは困難であり、周囲に影響はないことから非農地として問題はないと判断いたします。
事務局 (北田)	No.3です。申請内容は議案書のとおりです。 申請地は、伊賀神戸駅より北西へ1.7kmほどに位置し、先ほどの議案第2号の農地法第4条のNo.1にありました申請地の隣接にあり、第2種農地に該当します。 当該農地は、昭和58年に建設業用の倉庫を建築し、申請には建築年が確認できる証明資料が添付されております。 また、現地調査でも宅地として利用していることを確認し、農地に戻すことは困難であり、周囲に影響はないことから、非農地として問題はないと判断します。 また、本日、神戸地区の農業委員さんは欠席されておりますが、10月28日に関係者一同で現地立会を行い、問題はないとの意見もいただいておりますので、報告いたします。
事務局 (岡嶋)	No.4 申請内容については総会資料のとおりです。 申請地は、一之宮公民館から南西へ約230mに位置する土地で、周囲の状況から第2種農地と判断いたします。 当該農地は、建物の全部事項証明書から昭和50年から自家用倉庫敷地として利用していたことを確認しており、現地立会より当該地を農地に戻すことは困難で、非農地として問題はないと判断いたします。 本日、府中地区の農業委員さんは欠席されておりますが、10月29日の現地立会時に問題ないという事を伺っておりますので、併せて報告いたします。
事務局 (勝本)	No.5 詳細は議案書のとおりです。 申請地は、山出公民館の南200mほどに位置する集落内の土地で、第2種農地に該当します。 当該農地は、昭和58年に倉庫を建築、また、植林し現在も倉庫及び山林として利用しています。 建物登記、また、木の太さ等から20年以上経過していることが確認でき、当該農地を農地に戻すことは困難で、周囲に影響はなく非農地として問題はないと判断します。
事務局 (勝本)	続きまして、No.6 詳細は議案書のとおりです。 申請地は、島ヶ原支所の北東100mほどに位置する土地で、第3種農地に該当します。 当該農地は、昭和61年に家屋を建築し、現在も家屋として利用しています。 建物登記から20年以上経過していることが確認でき、当該農地を農地に戻すことは困難で周囲に影響はなく、非農地として問題はないと判断いたします。 以上です。
議 長	只今の説明に関連して、花垣地区、依那古地区、猪田地区、島ヶ原地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

中原委員	No.1 花垣です。10月31日に確認という事で、現状として林地化しているという事で報告させていただきます。
藤室委員	No.2 依那古です。10月27日に現地立会を行いました。 現在、倉庫が建っている訳で、その倉庫を解体して住居を建てるという計画をしている中で、一部農地が入り込んでいるという事が判明したため、今回、非農地証明の申請となりました。
川口委員	この山出地区の土地なんですけど、私、普段からその辺を歩いているんですけど、現状は地目が畑ですが、現地立会をする前からしょっちゅう見ているんですけど、30年～40年経って山林化されているような状態です。 現地確認の際にも復活は困難との判断でした。 よろしくお願ひいたします。
会長 (坂本)	島ヶ原地区は、私が説明いたします。 10月29日に関係者で立会を行いました。場所は島ヶ原支所の隣ぐらいになります。 これは、昭和61年から住宅の敷地として利用しているという事でございますが、建物も未登記であり、今回、表示登記を申請するにあたってこのような事になっております。 農地パトロールでも何カ所かこういう所が出てきておりますので、注意をしていきたいと思っております。 よろしくお願ひいたします。
事務局 (勝本)	少し訂正をお願いしてもよろしいでしょうか。 No.5の猪田地区の案件なんですけども、願ひ出人の住所が間違っておりましたので、申し上げさせていただきます。 まず、四日市市〇〇Cーで記載が止まっているんですけど、C-〇〇に訂正をお願いいたします。 申し訳ございません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議長	議案第5号 No.1～No.6について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし
議長	議案第5号 No.1～No.6について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一同	挙手
議長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第5号「非農地証明下付願ひについて」No.1～No.6は原案のとおり証明することに決定をいたしました。
議長	続きまして、議案第6号「買受適格証明願ひについて」を議題といたします。
議長	議案第6号 No.1、No.2について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (矢野)	議案第6号 買受適格証明願ひについて説明いたします。 総会資料12ページです。
事務局 (矢野)	No.1 明細は総会資料のとおりです。 こちらは、総会資料の備考欄にあるように、競売が実行されるんですが、その競売に参加するための証明発行でありまして、仮にこの方が落札された場合には、3条申請として改めて審議する必要がありますので、3条申請も同時に提出されております。 願出者は、平成29年に設立され令和4年に伊賀市で営農を開始した農地所有適格法人でありまして、現在の耕作面積は66a、取得後は162aとなる予定です。 従業員4名中4名が常時従事し、現在は、青パイヤ・果樹・にんにく・いちぢくなど様々な作物を栽培しております。 対象物件につきましては、旧所有者がぶどう栽培を行っておりまして、現地もその棚がそのまま残っている状態で、耕作放棄地となっております。 ただし、こちらは古いもので、すべて撤去をしてそちらでハウス栽培や青パイヤ等を栽培する計画と伺っております。

事務局 (岡嶋)	<p>続きまして、No.2 申請内容については総会資料のとおりです。 こちら願出者がNo.1と同じとなっております。</p> <p>申請地は、佐那具町の田:1筆で面積は472㎡で、こちらと同じように開札時期は令和7年11月26日午前10時を予定しております。 こちら競売が落札されたら3条の審査が行われる予定です。</p>																												
事務局 (岡嶋)	<p>この法人も、売上要件、構成員要件、役員要件いずれも農地所有適格法人の要件を満たしております。</p> <p>申請地は、この願出人の事務所から自家用車で約10分と近隣であり、取得後も効率的に耕作できるものと認められます。 なお、申請農地にかかる借受人はおりません。</p> <p>本日、府中地区の農業委員さんは欠席されておりますが、10月29日の現地立会時に問題はないとの事を伺っておりますので、併せて報告いたします。 以上です。</p>																												
議長	<p>只今の説明に関連して、花垣地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p>																												
中原委員	<p>No.1 花垣です。</p> <p>現状は、長期間放置されたぶどう園で、その後、ハウスが建っていますが、なんせボロボロという感じで、その隣地の方で〇〇さんの元社員の方が以前買われた土地があるんですが、きれいに管理されておりますので、この土地につきましても、それなりに耕作していただけるかなと考えております。 以上です。</p>																												
議長	<p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。</p>																												
議長	<p>はい、ご意見がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。</p>																												
議長	<p>議案第6号 No.1、No.2について、一括して採決することにご異議ございませんか。</p>																												
一同	<p>異議なし</p>																												
議長	<p>議案第6号 No.1、No.2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>																												
一同	<p>挙手</p>																												
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>全員賛成ですので、議案第6号「買受適格証明願いについて」No.1、No.2は原案のとおり証明することに決定をいたしました。</p>																												
議長	<p>続きまして、議案第7号「農地利用集積等促進計画案」を議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。</p>																												
事務局 (勝本)	<p>はい、失礼します。総会資料13ページをご覧ください。</p> <p>議案第7号 農用地利用集積等促進計画について説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業の促進に関する法律第19条第3項の規定による伊賀市長より農用地利用集積等促進計画の設定を求められております。</p> <p>利用権設定された土地が新規設定で20件、再設定が217件で田:696筆、畑:698筆です。計画面積の合計につきましては、1,286,301.5㎡です。</p> <p>農用地利用促進計画についての詳細についてご説明いたします。</p> <p>利用権が設定された農地につきまして、議案書28ページから29ページ</p> <table border="0"> <tr> <td>丸柱地区</td> <td>整理番号</td> <td>136~137</td> <td>2件</td> <td>筆数</td> <td>3筆</td> <td>面積:5,203㎡</td> </tr> </table> <p>議案書30ページ</p> <table border="0"> <tr> <td>鞆田地区</td> <td>整理番号</td> <td>138</td> <td>1件</td> <td>筆数</td> <td>1筆</td> <td>面積:1,591㎡</td> </tr> </table> <p>議案書31~61ページ</p> <table border="0"> <tr> <td>依那古地区</td> <td>整理番号</td> <td>139~202</td> <td>64件</td> <td>筆数</td> <td>192筆</td> <td>面積:368,412.5㎡</td> </tr> </table> <p>議案書64ページ</p> <table border="0"> <tr> <td>神戸地区</td> <td>整理番号</td> <td>203~204</td> <td>2件</td> <td>筆数</td> <td>7筆</td> <td>面積:8,840㎡</td> </tr> </table>	丸柱地区	整理番号	136~137	2件	筆数	3筆	面積:5,203㎡	鞆田地区	整理番号	138	1件	筆数	1筆	面積:1,591㎡	依那古地区	整理番号	139~202	64件	筆数	192筆	面積:368,412.5㎡	神戸地区	整理番号	203~204	2件	筆数	7筆	面積:8,840㎡
丸柱地区	整理番号	136~137	2件	筆数	3筆	面積:5,203㎡																							
鞆田地区	整理番号	138	1件	筆数	1筆	面積:1,591㎡																							
依那古地区	整理番号	139~202	64件	筆数	192筆	面積:368,412.5㎡																							
神戸地区	整理番号	203~204	2件	筆数	7筆	面積:8,840㎡																							

	<p>議案書66～106ページ 依那古・比自岐地区 整理番号 205～285 81件 筆数 236筆 面積:370,727㎡</p> <p>議案書108ページ 友生地区 整理番号 286 1件 筆数 3筆 面積:2,152㎡</p>
事務局 (勝本)	<p>議案書108～110ページ 山田地区 整理番号 286～331 46件 筆数 163筆 面積:297,010㎡</p> <p>議案書132ページ 新居地区 整理番号 332 1件 筆数 1筆 面積:100㎡</p> <p>議案書133～154ページ 友生地区 整理番号 333～361 29件 筆数 67筆 面積:188,766㎡</p> <p>議案書155～158ページ 猪田地区 整理番号 362～367 6件 筆数 19筆 面積:34,085㎡</p> <p>議案書158ページ 古山地区 整理番号 367 1件 筆数 1筆 面積:1,105㎡</p> <p>議案書159ページ 猪田地区 整理番号 368 1件 筆数 1筆 面積:1,576㎡</p> <p>議案書160ページ 小田地区 整理番号 369 1件 筆数 1筆 面積:1,388㎡</p> <p>議案書161ページ 阿保地区 整理番号 370 1件 筆数 1筆 面積:1,358㎡</p> <p>議案書162ページ 上津地区 整理番号 371 1件 筆数 1筆 面積:1,680㎡</p> <p>議案書163ページ 種生地区 整理番号 372 1件 筆数 1筆 面積:2,308㎡</p> <p>です。 続きまして、売買事業についてご説明させていただきます。</p>
事務局 (岡嶋)	<p>総会資料164ページをご覧ください。 整理番号373番 所有権の移転を受ける者は、松阪市の公益財団法人 三重県農林水産支援センター 代表理事 中野 敦子さん 所有権を移転する者は、七本木の〇〇さん 所有権を移転する土地は、上之庄地内の田:1筆、面積:2,939㎡です。 農地売買等事業により引き渡しを行う日は、令和8年1月21日を予定しております。</p> <p>整理番号374番 所有権の移転を受ける者は、津市の株式会社〇〇 代表取締役〇〇さん 所有権を移転する者は、松阪市の公益財団法人 三重県農林水産支援センター 代表理事 中野 敦子さん 所有権を移転する土地は、上之庄地内の畑:1筆、面積:2,939㎡です。 農地売買等事業により引き渡しを行う日は、令和8年1月21日を予定しております。</p>
事務局 (勝本)	<p>以上の農地利用集積等促進計画の内容は、権利の設定を受けた後において、備えるべき要件である耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農作業について常時従事すると認められ、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の要件を満たしております。 以上が農地利用集積計画の説明となります。 以上です。</p>

議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議 長	議案第7号について、計画案のとおり意見の決定をすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一 同	挙 手
議 長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第7号「農地利用集積等促進計画案」については、計画案のとおり意見の決定をすることにいたします。
議 長	以上で本日の審議及び報告事項はすべて終了いたしました。
議 長	続きまして、事務局から事務連絡はございますか。
事務局長 (前川)	<p>皆さま、お疲れ様です。 事務局の方から2点、連絡事項がございます。 まず、1点目なんですけども、別紙で令和7年度農業委員会委員等研修会の開催について(ご案内)という文書がみなさんのお手元にあると思います。 ちょっとそちらの方をご覧いただきたいと思います。</p> <p>毎年行っています三重県農業会議主催で名張市といっしょにする研修会ないんですけど、こちらが令和7年12月3日(水)13:00～16:00までという事で前回まではお昼も挟んでのほぼ1日の研修でやっていたものを半日という事で、場所につきましては、隣の県庁舎7階大会議室の方で行います。</p> <p>これについてですね、出欠の方を11月20日までにFAXか電話でご報告いただきたいと思っております。 もうすでにスケジュール等が分かっているという方は、今日の帰りまでに提出なり、口答で申し込みいただきたいと思っております。12月3日ですので、なるべくご参加いただきますようお願いいたします。</p> <p>それと、2点目でございます。 内容は、農地パトロールの事なんですけども、10月1日に開催させていただきました研修会の方でも申し上げたんですけど、この農地パトロールについては、農地法第30条第1項に農業委員会は毎年1回その区域にある農地の利用状況についての調査を行わなければならないと明記されておりまして、農地パトロールは農業委員会が行うべき法定業務の1つとして位置づけられているところでございます。</p> <p>そして、本年度につきましては、これまで使用していた紙ベースの地図を取りやめまして、タブレットのみでの調査をするという事もお伝えさせていただきました。</p> <p>子の実施期間が10月と11月の2か月間ですという事もお伝えさせていただいたところですが、11月中にはタブレットに調査内容を入力するうえ、完成していただきをお願いさせていただいております。</p> <p>そのタブレット操作自体に不安があるところにつきましては、地区担当が農地パトロールに同行させていただきますので、申し出てくださいという事もお伝えさせていただいております。</p> <p>今のところ、同行依頼があった地区については、3地区だけでございまして、このタブレットにつきましては、事務局の方で確認させていただいたところ、どこの地区がいつ使用したかというの分かるようになっておりまして、本日、午前中時点で32地区のうち、17地区がタブレットをこれまでに使用したとの形跡が確認されております。</p> <p>農地パトロール期間として、2ヶ月設けまして残すところ20日ぐらいになってきていますので、まだ、実施していないのか調査は済んでいるか入力はまだなのかはこちらの方では確認ができないんですけども、まだ実施されていない地区におかれましては、残る日も少なくなっておりますので、早急に計画を立てていただき、実施いただきたいと思っております。</p>

	<p>それで、11月末には事務局の方で調査内容のデータ整理をしまして、その後、1月～2月には耕作放棄地の所有者の方に向けて意向調査を事務局で行っていく予定となっております。</p> <p>この農地パトロールをやったら終わりじゃなくて、その辺もございまして、ちょっとでも耕作放棄地になっている所を誰かに作ってもらうような、マッチングしていくような事も重要な業務となってきますので、この農地パトロール自体を期限内に完成していただくように、みなさんご協力いただきますようお願いいたします。 以上です。</p>
議長	農地パトロールについて、何かご意見等ございせんか。
玉岡委員	私の地区のことなんですけど、すべて赤いマークを確認の緑のマークに変えるという事は至難の業みたいなんですけど、これについては、かなりの地番があるので・・・
会長	<p>私の地区は8地区あるんですけど、1地区1,000筆を超えるところが何カ所もあるんですけど、これ、なかなか緑にしていくのが難しいと思いますけど・・・</p> <p>なるべく、そのわからない所があるんです。家の横とかにあると、果たして作っているのか疑問なんです。その際には、確認にいかないかんので大変です。</p> <p>ですから、全部は無理だと思っておりますので、主だった所を一応確認に行っていたきたいと思っております。それで、職員さんも要請していただいたら同行可能という事ですので、その時はよろしく願いいたします。</p>
事務局 (矢野)	<p>すいません。今、玉岡委員さんの方からご意見ありましたように、対象地としては全農地という風になっていますので、赤い色は全農地に付いているんですが、すべての土地(赤色)については、入力はしていただく必要はありません。</p> <p>それは、大変な作業になってきますので、確認して変動になっている所だけ入力していただければそれ以外は赤のまま放っておいても大丈夫です。(赤いマークのまま)未確認の箇所もOKです。</p>
玉岡委員	今、おっしゃられるように、地区の推進委員の方に聞いても「変更ないんや」等言われるけど、それなら、私はどこを回っているんやという事になるので、一応、地区の推進委員さんとはいっしょに回っているんですけど、タブレットを開いたら相当の農地があるので、まあ、ここはおかしいなという所は地区の推進委員さんと話をしながら回っていますもんで、今までの地図で見ていたのであればもっと時間的にもそうはかからないと思うのですが、タブレットでは1ヶ月びっしり回っても無理かなと思っています。
事務局 (矢野)	<p>先ほども、何回も言って申し訳ないですけど、すべての農地が対象となっています。全農地がその地区の対象農地になっているんですけど、物理的にすべてを見て入力というのは無理とおもわれますので、主だった所を見ていただいて、変更となっている所だけ入力いただいて、それ以外は未確認という赤の状態放っていただいて結構です。</p> <p>そういう箇所は事務局の方で処理させていただきますので、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>こんなところに田んぼがあったとのような事を発見しております。</p> <p>そんなところにも私の名前が出てきますんで、びっくりしますわ！！ そういう事も含めて、なんとかがんばって回っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
福岡委員	<p>あれ、今のタブレット、〇〇ですよんか。 来年、変わりませんか。</p> <p>山間地域に行くと入らない、そのため、まとめて家で入力しているんですけど、家でも電波が入らない時もあるので・・・</p>
事務局長 (前川)	すいません。この欠点というのは場所によっては入らない所が発生するという事です。
福岡委員	〇〇は町の中主体ですので、山間部は入りづらい、天候にも左右するみたい。また、なかなか反応しない時もある。
会長	まあ、いろいろとありますね。
福岡委員	島ヶ原は入りますか？
会長	入りません。支所まで出てきたら入るので、支所で部屋を借りてそこで入力しています。

福岡委員	できたら、〇〇か〇〇にしてもらえたらなと思います。
会 長	まあ、いろいろとございますけど、なんとかお願いしたいところです。
会 長	ほかにありませんか。よろしいですか。 それでは、ないようですので、次回の総会は12月10日(水)午後1時30分よりこの場所で行いますので、よろしく願いいたします。 本日は、どうもありがとうございました。

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和 7年 12月 10日

会 長

坂本 榮二

⑩

議事録署名者

川口 一夫

⑩

議事録署名者

中原 宏

⑩